



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	3
大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	4
規則	5
大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則（危機管理課）	5
訓令	6
令和4年度大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本計画見直し支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（未来まちづくり局）	6
令和4年度大和高田市eスポーツイベント企画運營業務事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（企画創生課）	7
告示	9
大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	9
5月臨時議会の招集（財政課）	9
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	10
公示送達（保険医療課）	11
令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）等の要領の公表（財政課）	12
大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課）	12
引き取りのない自転車等の処分（生活安全課）	13
収納事務委託の告示（住宅課）	13
令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）の要領の公表（財政課）	13
公示送達（税務課）	14
大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱の一部を改正する告示（企画創生課）	14
公告	14
浮孔幼稚園結露対策開放廊下屋根塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	14
片塩幼稚園開放廊下床改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	17
大和高田市立病院院内電話交換機設備購入に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	19
大和高田市営斎場地下タンク改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	21
片塩・浮孔・磐園・陵西小学校可動式黒板改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	24
高田西中学校サイクルポート新設工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	27
陵西小学校北門改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	31
大和高田市eスポーツイベント企画運營業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（企画創生課）	35

農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	35
公売公告（収納対策室）	35
幸町街路樹伐採根工事に係る条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	40
教育委員会	43
大和高田市指定文化財の指定（生涯学習課）	43
大和高田市指定文化財の指定（生涯学習課）	43
大和高田市教育委員会5月定例委員会の招集（教育総務課）	43
公印の改刻（教育総務課）	43
選挙管理委員会	44
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	44
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	44
農業委員会	45
大和高田市農業委員会5月定例委員会の招集（農業委員会）	45

公布された条例のあらまし

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正され、期末手当の減額がなされたことに鑑み、本市の議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合について同様の改正を行うものです。

2 内容

1 議会の議長、副議長及び議員の令和4年6月期以降の期末手当の支給割合について、引下げの改定を行います。（第5条関係）

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.65月	<u>1.60月</u>	▲0.05月
12月期	1.65月	<u>1.60月</u>	▲0.05月
計	3.3月	<u>3.2月</u>	▲0.1月

2 議会の議長、副議長及び議員の令和4年6月期の期末手当から令和3年12月期に支給された期末手当に165分の10を乗じて得た額を減じます。（附則第2項関係）

3 施行期日

公布の日

◇特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正され、期末手当の減額がなされたことに鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

1 特別職の令和4年6月期以降の期末手当の支給割合について、引下げの改定を行います。（第6条関係）

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.675月	<u>1.625月</u>	▲0.05月

12月期	1.675月	1.625月	▲0.05月
計	3.35月	3.25月	▲0.1月

2 特別職の職員の令和4年6月期の期末手当から令和3年12月期に支給された期末手当に167.5分の10を乗じて得た額を減じます。（附則第2項関係）

3 施行期日
公布の日

◇一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に鑑み、本市の一般職の職員の期末手当の支給月数を改定します。

2 内容

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正

1 一般職の職員の令和4年6月期以降の期末手当の支給割合について、引下げの改定を行います。（第17条関係）

		現行	改正後	改定の内容
6月期	期末手当	1.275月	1.20月	▲0.075月
12月期	期末手当	1.275月	1.20月	▲0.075月
計		2.55月	2.4月	▲0.15月

2 一般職の職員の令和4年6月期の期末手当から令和3年12月期に支給された期末手当に127.5分の15（令和3年12月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）に再任用職員であつた者にあつては72.5分の10）を乗じて得た額を減じます。（附則第2項関係）

第2条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

1 一般職の任期付職員の令和4年6月期以降の期末手当の支給割合について、引下げの改定を行います。（第8条関係）

		現行	改正後	改定の内容
6月期	期末手当	1.675月	1.625月	▲0.05月
12月期	期末手当	1.675月	1.625月	▲0.05月
計		3.35月	3.25月	▲0.1月

2 一般職の任期付職員の令和4年6月期の期末手当から令和3年12月期に支給された期末手当に167.5分の10を乗じて得た額を減じます。（附則第2項関係）

3 施行期日
公布の日

条 例

条例第11号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第29号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に165分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

条例第12号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月19日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

条例第13号

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月19日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同項第1号中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当(会計年度任用職員に支給する期末手当を除く。)の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例第17条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与等に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第17条第4項から第6項まで若しくは第20条第1項から第3項まで又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第6号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者であつて会計年度任用職員以外のものをいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

規 則

規則第18号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第37号-3）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部2の項中「73,090円」を「75,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の部2の項中「36,500円」を「37,600円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令

訓令第3号

令和4年度大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本計画見直し支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年4月18日

大和高田市長 堀内 大造

令和4年度大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本計画見直し支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市の行政、医療、福祉及び商業の機能が集積する中心市街地について、地域性を活かしながら利便性を向上させ地域の活性化につなげるためのまちづくり基本計画を見直すに当たって、識見を有する事業者の支援を受けるため、候補となる事業者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うことを目的とした令和4年度大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本計画見直し支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、候補となる事業者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 企画政策部長
- （2） 環境建設部長

(3) 企画政策部企画創生課長

(4) 総務部総務課長

(5) 環境建設部都市計画課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、企画政策部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、環境建設部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、未来まちづくり局において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和4年7月31日限り、その効力を失う。

訓令第4号

令和4年度大和高田市eスポーツイベント企画運営業務事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年5月16日

大和高田市長 堀内 大造

令和4年度大和高田市eスポーツイベント企画運営業務事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 eスポーツイベント（電子計算機等を用いて行う学習、娯楽又は競技を目的とした行事を行う。以下同じ。）の企画運營業務に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和4年度大和高田市eスポーツイベント企画運營業務事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 地域振興部長
- （2） 商工振興課長
- （3） スポーツ振興課長
- （4） 社会福祉課長
- （5） 地域包括ケア推進課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、地域振興部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、商工振興課長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画創生課において処理する。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。
（この訓令の失効）
- 2 この訓令は、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

告 示

告示第67号の2

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月28日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示
大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱（令和3年告示第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生徒及びその保護者」を「生徒の保護者等」に改める。

第2条中「大和高田市立高田商業高等学校に就学する生徒の保護者」を「大和高田市立高田商業高等学校の生徒の保護者等」に改める。

第6条第1項中「保護者」を「保護者等」に改める。

様式第1号中「（申請者）保護者住所

保護者氏名

印 ）」を

「保護者等 住所

氏名

印 ）」に、「補助対象者」を「補助対象とす

る者」に改める。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

告示第68号

令和4年5月11日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和4年5月2日

大和高田市長 堀内 大造

記

承第 4号 専決処分の報告について

- ・令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第16号）
- ・大和高田市税賦課徴収条例の一部改正について

承第 5号 専決処分の報告について

- ・令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

- 議第30号 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）
- 議第31号 令和4年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第32号 令和4年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議第33号 令和4年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第34号 令和4年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第35号 令和4年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議第36号 令和4年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第37号 令和4年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第38号 令和4年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議第39号 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議第40号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 議第41号 一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議第42号 契約の変更について
- 報第2号 専決処分の報告について
- ・訴訟の提起について
- 報第3号 専決処分の報告について
- ・損害賠償の額の決定及び和解について
- 報第4号 専決処分の報告について
- ・訴え提起前の和解の申立てについて
- 報第5号 専決処分の報告について
- ・損害賠償の額の決定及び和解について

告示第69号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2

項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和4年5月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和4年4月6日							2			
令和4年4月7日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
なし			

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第70号

令和3年度後期高齢者医療保険料納入通知書を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課医療係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年5月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 この保険料納入通知書の発送年月日
令和4年4月8日

2 送達を受けるべき者
省略（市役所掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第71号

令和4年5月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和4年5月12日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）
- 2 令和4年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和4年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和4年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和4年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和4年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 令和4年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 令和4年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

告示第72号

大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月13日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱（平成4年告示第13号—4）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「610円、中型車の場合は590円、小型車の場合は580円」を「680円、普通車の場合は660円」に改める。

様式第2号中「中 型 ・ 小 型」を「大 型 ・ 普 通」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に旧要綱第6条第1項の規定により交付されている利用券は新要綱第6条第1項の規定により交付された利用券とみなす。この場合において、利用券中「中 型 ・ 小 型」とあるのは、「普 通」とする。

3 この告示の施行の際旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示第73号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和4年5月17日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和4年8月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和4年2月1日から令和4年2月28日までの間

告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、収納事務を委託したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第17条の3の規定により告示する。

令和4年5月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託を受けた者の名称及び所在地

やすらぎ法律事務所

奈良市高天市町11番地 高天飯田ビル6階

2 委託した収納事務

大和高田市営住宅等弁償金等

3 委託期間

令和4年4月27日から令和7年3月31日まで

告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年5月25日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和4年5月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度大和高田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291,298千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,606,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

告示第76号

令和4年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年5月26日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. この納税通知書の発送年月日
令和4年4月8日
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 令和4年5月2日
変更後 令和4年8月1日
3. 送達を受けるべき者
省略（市役所掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第77号

大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱（平成29年告示第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1年」を「2年以内」に改める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

公 告

公告第37号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年5月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	浮孔幼稚園結露対策開放廊下屋根塗装工事
2 工事場所	浮孔幼稚園（大和高田市 蔵之宮町 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和4年9月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年5月9日（月）から令和4年5月13日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きま</p>

	<p>す。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和4年5月25日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年5月26日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年5月30日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年5月31日(火)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとし</p>

	た入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥4,600,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第38号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年5月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	片塩幼稚園開放廊下床改修工事
2 工事場所	片塩幼稚園（大和高田市 旭北町 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和4年8月31日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項における防水工事業の建設業許可を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとしてします。様式については、大

	<p>和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 防水工事業の建設業許可証明書等の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年5月9日（月）から令和4年5月13日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年5月25日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年5月26日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年5月30日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消</p>

	費税等抜きの金額で記載してください。
1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年5月31日（火）午前10時15分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 最低制限比較価格	¥3,460,000-（消費税等抜き）
1 7 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 8 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第39号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年5月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立病院 院内電話交換機設備購入
2 納入場所	大和高田市立病院
3 納入期限	令和5年3月20日
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「諸機器（通信機器）」の登録を有する者、又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「その他（建物設備機器）」の登録を有する者であること。

	<p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>①一般競争入札参加資格確認申請書</p> <p>②暴力団排除に関する誓約書</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年5月9日（月）から令和4年5月18日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課（持参の場合、病院の受付窓口にて管理課に訪問したい旨申し出て下さい。）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和4年5月20日（金）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。本件入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp）</p> <p>【問い合わせ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL 0745-53-2901 FAX 0745-23-9282</p>

<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和4年5月25日（水） 午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先（FAX） FAX0745-23-9282 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和4年5月30日（月）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年6月2日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>11 入札書の記載</p>	<p>入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きで記載すること。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 令和4年6月3日（金）午前10時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院 放射線治療棟3階 大会議室</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
<p>15 落札者の決定</p>	<p>有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。</p>
<p>16 契約保証金</p>	<p>免除します。</p>
<p>17 契約方法</p>	<p>入札書へ記載された価格により、契約を行います。</p>
<p>18 その他</p>	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠します。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第40号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年5月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田市営斎場地下タンク改修工事
2 工事場所	大和高田市営斎場（大和高田市 材木町 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和4年9月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から完成検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年5月12日（木）から令和4年5月18日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1</p>

	<p>時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年5月30日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年5月31日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年6月2日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年6月3日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供</p>

	するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥4,280,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第41号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年5月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第10号
- (2) 工 事 名 片塩・浮孔・磐園・陵西小学校可動式黒板改修工事
- (3) 工事場所 片塩小学校（大和高田市 旭北町 地内）他
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年8月31日（水）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 6,890,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 6,890,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 6,100,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年5月18日（水） ～ 令和4年6月7日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年5月18日（水） ～ 令和4年6月7日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年6月1日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年6月3日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年5月23日（月） ～ 令和4年6月6日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年6月7日（火） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※ 上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※ 電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

- (1) 次に掲げる入札については、無効とします。
 - ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
 - イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
 - ウ 他人のICカードを使用した入札

- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
 - オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
 - カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。
- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
 - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
 - エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
 - オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ

先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとする。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理室

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年5月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第11号
- (2) 工事名 高田西中学校サイクルポート新設工事
- (3) 工事場所 高田中学校（大和高田市 大字池田 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年10月14日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 6,750,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 6,750,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 5,960,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築一式工事」に登録している者であること。
- (2) 令和3年度大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年5月18日（水） ～ 令和4年6月7日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年5月18日（水） ～ 令和4年6月7日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）につ	令和4年6月1日（水）	質問のある者のみ、FAXにて受け

いての質疑受付期限	午後5時まで	付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年6月3日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料 （工事内訳書）の提出	令和4年5月23日（月） ～ 令和4年6月6日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年6月7日（火） 午前10時40分	大和高田市役所 3階会議室1

※ 上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※ 電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に

付すものとします。

- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高

田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理室

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第43号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年5月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高契第12号

(2) 工事名 陵西小学校北門改修工事

(3) 工事場所 陵西小学校（大和高田市 大字池田 地内）

(4) 工事期間 契約締結日から令和4年9月16日（金）まで

(5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

(6) 予定価格 3,280,000円（税抜き）

(7) 設計金額 3,280,000円（税抜き）

(8) 最低制限比較価格 2,890,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築一式工事」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC又はD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年5月18日（水） ～ 令和4年6月7日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年5月18日（水） ～ 令和4年6月7日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年6月1日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年6月3日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年5月23日（月） ～ 令和4年6月6日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年6月7日（火） 午前11時20分	大和高田市役所 3階会議室1

※ 上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※ 電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとする。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 総務部契約監理室
TEL (0745) 22-1101
FAX (0745) 49-0053

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)

公告第44号

令和4年度大和高田市eスポーツイベント企画運営業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和4年5月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業概要

(1) 事業名

大和高田市eスポーツイベント企画運営業務

(2) 業務概要

「大和高田市eスポーツイベント企画運営業務委託提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

(4) 契約限度額

3,000,000円（消費税等を含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市eスポーツイベント企画運営業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要項」（以下「実施要項」という。）の「4参加資格」の要件を全て満たす者であること。

3 参加申込書の提出期間

令和4年6月14日（火）午後5時まで

4 その他

実施要項による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市 企画政策部 企画創生課 TEL 0745-22-1101

公告第45号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年5月19日

大和高田市長 堀内 大造

公告第46号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり		
2	公売の方法	入 札		
3	公 売 日 時	参加申込期間	令和4年6月10日（金）午後1時00分から 令和4年6月28日（火）午後11時00分まで	
		入札	令和4年7月5日（火）午後1時00分から 令和4年7月12日（火）午後1時00分まで	
	開札	令和4年7月12日（月） 午後2時00分		
4	公売場所	インターネット上K S I 官公庁オークションのページ (https://kankocho.jp)		
5	公売保証金及び見積価額	公売公告付表のとおり		
6	公売保証金納付期限	令和4年6月9日（木）午後1時00分から 令和4年6月27日（月）午後1時00分まで		
7	売却決定の日時及び場所	日時	令和4年8月2日（火） 午前10時00分	場所 大和高田市 収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	令和4年8月2日（火） 午後2時30分	(ただし、地方税法第19条の7 第1項ただし書その他の法律の 規定に基づき滞納処分の続行 の停止があった場合を除く。)
9	買受人についての資格 その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う		
10	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公売に参加するためには、参加申込が必要です。また、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分番号ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 2. 参加申込された方が、暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出いただく必要があります。 3. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。 4. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 5. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。 6. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html) でもご覧いただけます。 		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>				
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL 0745-22-1101 (内線2264)</p>				
<p>公売公告付表</p>				

<p>売却区分 番 号</p>	<p>大和高田市-4-2-1</p>
<p>公売財産の 表示</p>	<p style="text-align: center;">〈土地付建物〉</p> <p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市内本町 地番 1723番4 地目 宅地 地積 87.91㎡ 住所表示 奈良県大和高田市内本町1番8号</p> <p>(主である建物の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市内本町 1723番地4 家屋番号 1723番4 種類 店舗・居宅 構造 鉄骨造陸屋根4階建 床面積 1階 71.63㎡ 2階 70.20㎡ 3階 53.82㎡ 4階 47.68㎡ 築 昭和51年12月28日 新築 見積価額 6,230,000円 公売保証金 630,000円</p> <p>以上、登記簿による表示</p>
<p>公売財産の 概要 (地域概要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR和歌山線『高田』駅から西へ約230mのところ(徒歩約3分) ・ 近鉄大阪線『大和高田』駅から南へ約500mのところ(徒歩約7分) ・ 西側は市道(高68号線)と接しており、幅員は約3.8m。 ・ 市役所通りでもある市道(高515号線)(都市計画道路)から北側(1区画中、約5m)の位置にある。
<p>公売財産の 概要 (行政的条件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域 市街化区域 ・ 用途地域 商業地域 ・ 建ぺい率(指定) 80% ・ 容積率(指定) 400% ・ 高度地区 31m ・ 建築基準法における準防火地域
<p>公売財産の 概要 (使用状況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築昭和51年の建物、鉄骨にアスベストが付着しています。 <p>建物解体時には、アスベスト規制に関する法律、廃棄物処理法関連の規制に基づいて処理して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物入口外側上部にひび割れがあります。 ・ 現在は空き家である。昔は、1階および2階を焼肉屋として使用、3階および4階は居住スペースとして使用していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・各階に残置物が多くあります。 ・現在、建物の入口は、鍵が無く、不審者の侵入を防ぐ為、取っ手にチェーンを巻き付けて、南京錠で施錠しています。(当市が鍵を保管)
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・現状有姿での公売となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人および事業者との協議は、当事者間で行ってください。
公売公告付表	
売却区分 番 号	大和高田市-4-2-2
公売財産の 表示	<p style="text-align: center;">〈土地付建物〉</p> <p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 地番 142番5 地目 宅地 地積 58.07㎡ 住居表示 奈良県大和高田市蔵之宮町11番9号</p> <p>(主である建物の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 142番地5 家屋番号 142番5 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 34.76㎡ 2階 31.27㎡ 築 昭和52年5月1日 新築 見積価額 1,400,000円 公売保証金 140,000円 以上、登記簿による表示</p>
公売財産の 概要 (地域概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線 浮孔駅から西へ約600mのところ。(徒歩約7分半) ・近鉄南大阪線 高田市駅から南東へ約1.7kmのところ(徒歩約22分)
公売財産の 概要 (行政的条件)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種住居地域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200% ・高度地区 15m

<p>公売財産の 概要 (使用状況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋内部の調査はしていないため、残置物があるかは不明。 ・土地は、それぞれの共有土地所有権(持分1/2ずつ)と建物(持分1/1)と一緒に出品する形になります。
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・現状有姿での公売となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人および事業者との協議は、当事者間で行ってください。
<p>公売公告付表</p>	
<p>売却区分 番号</p>	<p>大和高田市-4-2-3</p>
<p>公売財産の表示</p>	<p style="text-align: center;">＜土地付建物＞</p> <p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市北本町 地番 12番11 地目 宅地 地積 54.38㎡ 住所表示 奈良県大和高田市北本町9番23</p> <p>(主である建物の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市北本町12番地9、12番地10 12番地11、12番地12 家屋番号 北本町12番11 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 44.27㎡ 築 昭和57年6月1日 増築 見積価額 320,000円 公売保証金 30,000円</p> <p>以上、登記簿による表示</p>
<p>公売財産の 概要 (地域概要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄大阪線『大和高田駅』から南西方向へ直線距離約150m、徒歩距離約278m(徒歩3分半)のところ。
<p>公売財産の 概要 (行政的条件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 商業地域 ・建ぺい率(指定) 80% ・容積率(指定) 400%

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度地区 31m ・ 建築基準法における準防火地域
公売財産の 概要 (使用状況等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公道とは接しておらず、公道から進入する道は公衆用道路で4軒長屋の3つ目。 ・ 該当物件には誰も住んでいないが4軒長屋の1つ目に1名居住あり。 (4つ目は家屋の取壊し済)
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・ 現状有姿での公売となります。 ・ 境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・ 大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・ 大和高田市は、改正民法前の瑕疵担保責任を負いません。 ・ 現在、敷地利用している個人および事業者との協議は、当事者間で行ってください。

公告第47号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年5月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	幸町街路樹伐採抜根工事
2 工事場所	大和高田市 幸町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年9月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要

	<p>綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月7日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和4年6月1日（水）から令和4年6月17日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年6月17日（金）午後5時まで</p>

	<p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年6月20日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年6月22日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年6月23日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥4,670,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

教育委員会

教育委員会告示第7号

大和高田市文化財保護条例（平成5年条例第15号）第5条第4項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を大和高田市指定文化財に指定する。

令和4年4月14日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

彫刻の部

名 称	員数	所有者（管理者）	所 在 地
木造十一面観音立像	1 軀	藤森自治会	大和高田市大字藤森299番地
木造二天王立像	2 軀	藤森自治会	大和高田市大字藤森299番地

教育委員会告示第8号

大和高田市文化財保護条例（平成5年条例第15号）第5条第4項の規定により、次の表に掲げる有形民俗文化財を大和高田市指定文化財に指定する。

令和4年4月14日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

名 称	員数	所有者（管理者）	所 在 地
野口西代の太鼓踊り絵馬	1 面	野口西代自治会	大和高田市大字野口703番地
野口出屋敷の太鼓踊り絵馬	1 面	野口出屋敷自治会	大和高田市大字野口455番地

教育委員会告示第9号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年5月9日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和4年5月16日（月）午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 令和4年度大和高田市青少年補導会感謝状授与について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

教育委員会告示第10号

大和高田市教育委員会公印規程（平成11年教育委員会規程第1号）第6条の規定により次の公印を改刻しましたので、同規程第6条の2の規定により告示します。

令和4年5月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

公印の名称	大和高田市教育委員会印（小）
ひな型番号	3
寸法	方20mm
改刻する理由	一辺が欠けたため
使用開始年月日	令和4年6月1日
印影	省略（市役所前掲示場掲示済み）

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第6号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年5月6日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和4年5月12日（木） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 在外選挙人名簿の抹消について

第3号 その他

選挙管理委員会告示第7号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年5月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和4年6月1日（水） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 在外選挙人名簿の登録について

第4号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第5号 その他

農業委員会

農業委員会告示第6号

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年5月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和4年6月2日（木曜日）午後1時30分

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条規定による申請の件

第2号 農地法第18条第6項についての通知の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他